

○財務省告示第五十一号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第二十九条第一項本文及び第三十七條第一項の規定に基づき、国の債権の管理等に関する法律施行令第二十九條第一項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和三十一年一月大蔵省告示第八号）及び国の債権の管理等に関する法律施行令第三十七條第一項に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和三十一年一月大蔵省告示第九号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。  
令和二年三月十日 財務大臣 麻生 太郎

「年五パーセント」を「年三パーセント」に改める。  
○財務省告示第五十二号  
旧軍関係債権の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十七号）第一条第二項の規定に基づき、旧軍関係債権の納付期限を延期し、又は分割して納付させる場合の利息の率を定める件（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十八号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。  
令和二年三月十日 財務大臣 麻生 太郎

「年五パーセント」を「年三パーセント」に改める。  
○文化庁告示第三十号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三條第一項及び第百七十二條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三條第三項の規定及び第百七十二條第三項において準用する第三十二條の二第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日 文化庁長官 宮田 亮平

上 欄		下 欄	
名 称	指 定 告 示	名 称	指 定 告 示
甲府城跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	山梨県	地方公共団体名
平野塚穴山古墳	昭和四十八年文部省告示第百十九号及び平成三十年文部科学省告示第百九十五号	香芝市（奈良県）	
徳島城跡	平成十八年文部科学省告示第四号	徳島市（徳島県）	
板東伊藤収容所跡	平成三十年文部科学省告示第百八十九号	鳴門市（徳島県）	

○文化庁告示第三十一号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三條第一項及び第百七十二條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三條第三項の規定及び第百七十二條第三項において準用する第三十二條の二第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日 文化庁長官 宮田 亮平

○財務省告示第五十三号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。  
令和二年三月十日 財務大臣 麻生 太郎

「年二・七パーセント」を「年二・六パーセント」に改める。  
○財務省告示第五十四号  
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第一条第一項第五号の規定に基づき、国有財産を無償で使用させることができる施設を次のように定める。  
令和二年三月十日 財務大臣 麻生 太郎

- 一 式典・催事施設
- 二 航空機の離着陸及び停留施設
- 三 接遇施設
- 四 宿泊施設

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三條第一項及び第百七十二條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三條第三項の規定及び第百七十二條第三項において準用する第三十二條の二第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日 文化庁長官 宮田 亮平

上 欄		下 欄	
名 称	指 定 告 示	名 称	指 定 告 示
高松城跡	昭和三十年文化財保護委員会告示第二十二号、昭和五十九年文部省告示第六十号、平成二十六年文部科学省告示第百四十二号及び平成三十年文部科学省告示第百九十五号	高松市（香川県）	
白山公園	平成三十年文部科学省告示第百九十号	新潟市（新潟県）	

○文化庁告示第三十三号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三條第一項及び第百七十二條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三條第三項の規定及び第百七十二條第三項において準用する第三十二條の二第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日 文化庁長官 宮田 亮平

上 欄		下 欄	
名 称	指 定 告 示	名 称	指 定 告 示
満濃池	令和元年文部科学省告示第七十八号	地方公共団体名	
		まんのう町（香川県）	

○厚生労働省告示第六十七号  
雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十条の二第一項の規定に基づき、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十月一日から適用する。  
令和二年三月十日 厚生労働大臣 加藤 勝信  
（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
1 (略)	2	1 (略)	2
雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。	雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。	雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。	雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。
一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常	一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常	一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常	一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常